

日立市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正
する条例の制定について

地方自治法第74条第1項の規定に基づき日立市立学校設置条例の一部を改正する条例の改廃の請求があったので、同条第3項の規定に基づき意見を付けて、日立市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について付議するものとする。

令和 7 年 1 月 3 0 日 提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

地方自治法第74条第1項の規定に基づき条例改廃の請求があったため、議会に付議するものであります。

別紙

条例案

日立市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正
する条例

日立市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和6年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正規定中「別表日立市立久慈中学校の項中「日立市立久慈中学校」を「日立市立松風中学校」に改め、」を削り、「同表」を「別表」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

意見書

近年、人口減少や少子化を背景に、小・中学校において児童生徒数が減少することに伴い、学級数が減少する学校規模の縮小化が進行していることから、学校の適正規模を維持するため、全国的に学校再編が進められております。

本市においても、学校規模の縮小化の傾向が今後も続くものと予想される中で、人間関係の固定化や教育効果の低下などの課題解消に向けて、令和3年2月に日立市立学校再編計画を策定し、子どもたちにとって、より良い教育環境を維持できるよう学校再編に取り組んでおります。

日立市立学校再編計画では、統合の対象となる学校の規模にかかわらず、対等な統合を前提としており、統合に際して必要となる学校名などの基本的な事項については、学校・保護者・地域の代表で組織される統合準備委員会で公正・公平な議論を行い、合意形成を図りながら、決定することとしております。

日立市立坂本中学校と日立市立久慈中学校の統合校の名称は、坂本中学校・久慈中学校統合準備委員会で、名称の選定方法や校名を公募する際の募集要領について協議するなど、1年5か月にわたり、合計13回の会議において熱心な議論が行われ、最終的に統合準備委員会の総意として、松風中学校が選定されました。

松風中学校と選定された名称は、統合準備委員会の委員長から教育長に提出され、教育委員会において統合後の学校名として議決し、さらに、昨年3月の市議会において条例改正案を御審議の上、議決をいただいで

おります。

十分な議論を重ね、適正な手続により決定されたものと理解しておりますが、今般、法の定めに従い直接請求の手続がとられたことから、慎重なる御審議をお願い申し上げます。

日立市条例改廃請求書

日立市立学校設置条例改廃請求の要旨

1 請求の要旨

① 請求

令和6年3月29日公布の条例第10号「日立市立学校設置条例の一部を改正する条例」の一部「日立市立久慈中学校を日立市立松風中学校に改め、」を削除し、久慈中学校名を存続させること。

② 請求理由

- ・ 令和4年6月に説明会を開催したというが、参加者が数名で開催案内もはっきりしなかったため、多くの住民が参加できる説明会の開催を依頼したが、学校名決定前までに実施されなかった。住民に詳細な情報提供もない中での学校名決定は、住民の合意に基づくものとはいえない。また、その進め方は学校再編計画で示した「地域とともにある学校づくり」等の方針に反する。
- ・ 学校名募集では、多くの住民が「久慈中」と書いて応募したのに対して、教育委員会の「多数集まっても1件とする。」という説明は常識的におかしい。通常多くの人が提案した名称が採用されるだろうと考える。さらに、応募のあった学校名ごとの集計を公表しないのは透明性の欠如である。
- ・ 577名が署名した「久慈中名の存続」の要望書は、統合準備委員会でも取り上げられず無視された。さらに署名活動は、教育委員会からの指示により途中で中止させられた。
- ・ 委員の久慈中学校長が、生徒及び保護者に「久慈中」を避けた名称で応募する旨を口頭やメールで流布した。これは情報操作であり、募集の公正性に欠ける。教育委員会はそれを認知しており、誤った情報による応募を含む結果から導いた校名選定はおかしい。
- ・ 統合準備委員会を非公開のうえ、委員には会議内容の守秘義務を課し、地域の声を代弁できない仕組みとしたため、会議に民意が反映されていない。また、依頼しても協議過程の情報を公表しないのは不自然である。
- ・ 会議において、委員の学校長達が地域代表委員に対し、「反対勢力」等の発言を行い圧力をかけてきた。この言動は陵虐、誹謗であり、これによって他の委員でも萎縮や忸怩が働き、公平な協議ができなかったとみられる。しかも教育委員会はこれを黙認していた。
- ・ 久慈中及び坂本中の生徒及び保護者等から、「松風」は「娼婦」とローマ字表記での発音が同じで、いじめやいやがらせが懸念されるとの意見が多く出されたが、教育委員会は想定していなかったとの返答で、その後、体操着の校名表記にローマ字を使用しないのは、過失を認めている証である。

2 請求代表

茨城県日立市久慈町4丁目5番11号

生年月日 昭和42年11月22日 性別 男

鴨志田 征夫

茨城県日立市久慈町3丁目27番1号

生年月日 昭和32年8月5日 性別 男

三代 喜良

上記のとおり地方自治法第74条第1項の規定により別紙条例案を添えて条例の改廃を請求いたします。

令和7年1月10日

日立市長 小川 春樹 殿